

# 青森県海区だより

発行 8月13日 (第5号)

〒030-8570

青森市長島1-1-1

青森県海区漁業調整委員会事務局

TEL 017-734-9851

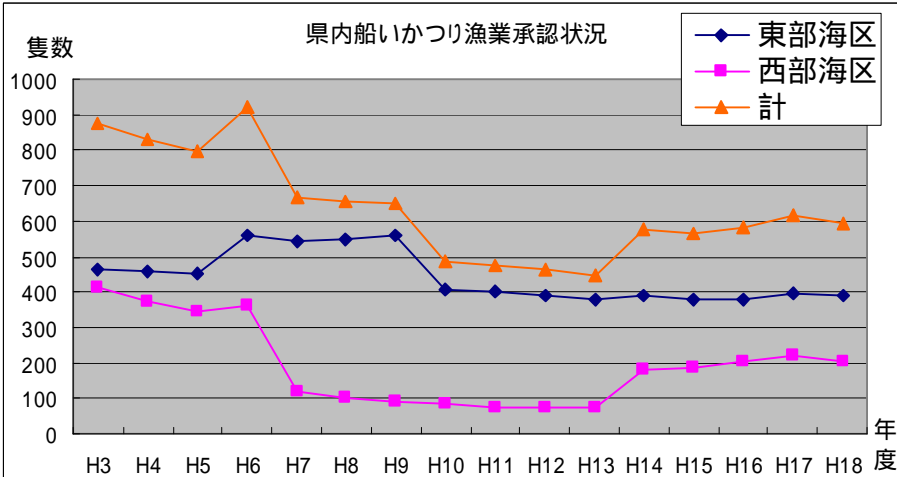
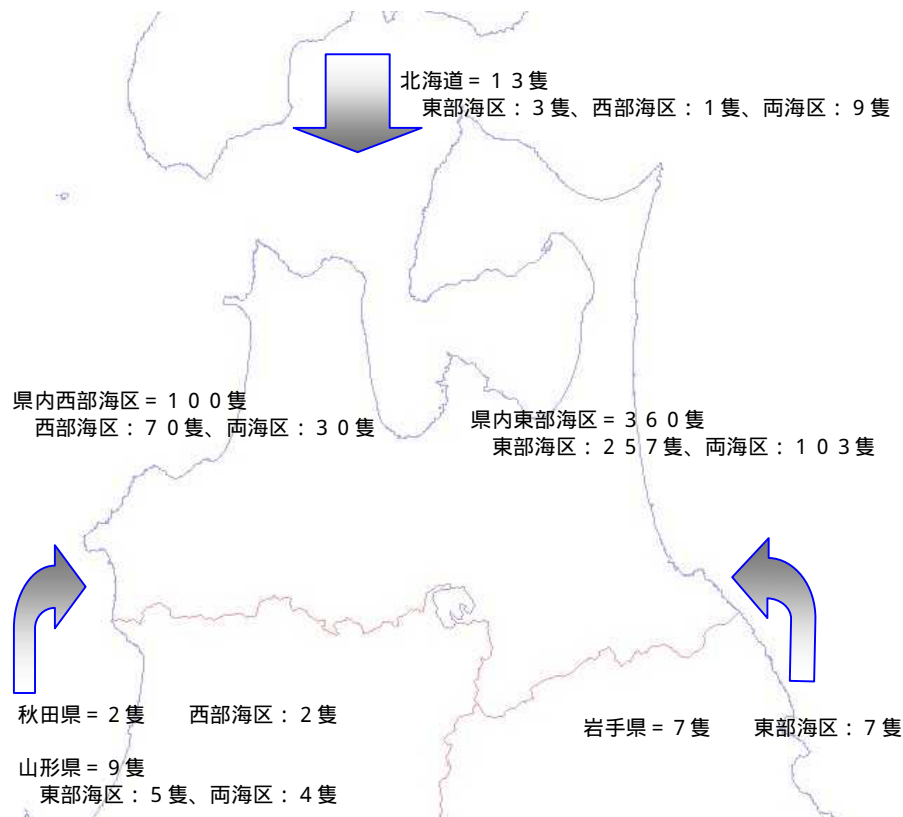
FAX 017-734-8166

e-mail Kaiku@pref.aomori.lg.jp

HP http://www.pref.aomori.lg.jp/kaiku/

## 5t未満動力漁船によるいかつり漁業の承認状況

平成18年度も青森県東部海区・西部海区とも標記に係る委員会指示が発動されておりますが、その承認状況については下記に示すとおりです。(委員会指示の内容については、海区HP又は県報(H18.3.29付け号外23号)を参照してください。)



青森県水産総合研究所が発行しているウオダス漁海況速報によると、日本海スルメイカ長期予報(平成18年8月~12月)は「昨年と同水準、近年平均より少ない」とされ、三陸・津軽海峡のスルメイカは「2005年を上回る」とされています。また、5月以降のスルメイカー本釣りの漁獲状況は下表のとおりです。

スルメイカ(一本釣り 8月6日~10日 ウオダス漁海況速報より)

地名	漁獲量(kg)	前回は(%)	漁期累計(5月~)	昨年同期比(%)
日本海 下前	31,840	5.4	667,680	2.77
日本海 鯨ヶ沢	300	1.2	177,435	2.38
海峡 三厩	13,595	8.3	142,155	8.5
海峡 大畑	71,045	6.4	296,425	2.5
太平洋 白糖	41,325	7.2	389,405	6.2

## 次回委員会等の予定

内水面漁場管理委員会

- 開催月日: 8月31日
- 開催地: 青森市内
- 議案: 遊漁規則の変更の認可について

## 大型クラゲ(エチゼンクラゲ)情報

新聞報道によると、本年度対馬周辺海域にクラゲが出現した時期は、昨年より20日ほど遅い7月下旬。昨年は8月初めには山陰沖でも多数確認されたが、今年はおくわずか。中国の調査では、6月中旬時点での東シナ海の分布密度は昨年の10分の1程度だったとされています。

また、クラゲの発生は10月頃まで続くことから、水産庁は「(改良漁具の普及など)来襲の準備を心がけてほしい」と注意を呼びかけています。

この外、広島大の上真一教授(生物海洋学)らの調査によると、今月有明海で傘の直径約80cmのエチゼンクラゲが1匹捕獲されており、上教授は「この時期にポツと1匹だけ見つかったのは、有明海で生まれたとしか考えられない。故郷の海と環境が似ており、定着した可能性が高い」と報道されています。

ここ数年のような大量発生が無いように願うばかりです。

## 全国海区漁業調整委員会連合会の動き

去る6月23日に、安藤全国海区漁業調整委員会連合会会長外7名の役員と事務局職員により、国会議員及び関係省庁に対し、18年度の通常総会で決議された要望事項について要望活動が行われました。(要望事項は以下のとおりです。)

沿岸漁業と沖合漁業の調整について、日韓漁業協定及び日中漁業協定の発効に伴う対策等について、日本近海における外国漁船の操業秩序の確立と監視・取締り体制の強化について、漁業法及びその関係法令・規則の罰則規定強化のための漁業法の改正について、漁業調整委員会制度の堅持及び財政基盤の確保について、燃油価格の高騰に対する対策について、漁業と遊漁の調整について、船舶事故に係る漁場環境保全等の事故対策の推進について、資源回復に向けての漁場環境改善対策について、漁業への有害生物対策について

## 全国内水面漁場管理委員会連合会の動き

去る7月6日に、大澤全国内水面漁場管理委員会連合会会長外の役員及び職員により、関係省庁に対し、18年度の通常総会で決議された要望事項について要望活動が行われました。(要望事項は以下のとおりです。)

外来魚対策について、魚病の防疫対策の確立について、鳥類による食害対策について、漁場環境の保全及び啓発について

## 関係漁業法一口メモ

(内水面漁場管理委員会)

漁業法第130条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。

2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

内水面を管理する機構として、都道府県ごとに内水面漁場管理委員会を設置し、都道府県知事の監督下に、採捕及び増殖に関する事項(漁業権の免許、特に増殖の認定、増殖計画の作成、漁業の許可、採捕の制限、禁止、紛争の防止、解決、調整規則の制定、土地及び土地の定着物の使用等、海面における海区漁業調整委員会の所掌事項と同様の仕事、さらに増殖の実施等)をつかさどる。

海区漁業調整委員会の場合「漁業に関する事項を処理する」と規定されているのに対し、内水面漁場管理委員会の場合は「水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する」と表現を変えて規定している。このことは内水面においては漁業を営んではないが、単なる水産動植物の採捕者が多いので、採捕と規定したのであるが、前述のとおり内水面漁業における増殖の必要性と、これに対する内水面漁場管理委員会の役割の重要性にかんがみ、増殖もあわせて規定したのである。

なお、「海区漁業調整委員会の権限を行う」とは、本法中、海区漁業調整委員会の権限として規定されている条文は、全て内水面漁場管理委員会と読み替えるのである。(「新編 漁業法詳解」成山堂書店より)